

令和3年5月第117回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和3年5月7日（金）

○開会年月日 令和3年5月7日（金）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（15名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	10 番	山 本	徹 君
11 番	才 野	俊 夫 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	西 川 安 行 君
税 務 課 長	吉 川 博 徳 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	前 野 良 二 君	会計管理者	田 中 哲 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	町並・地域振興課課長	畑 野 亮 一 君
農林振興課長	山 中 保 正 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	上 山 淳 一 君
上下水道対策班長	上 石 富 一 君	危機管理班長	松 岡 裕 樹 君
商工観光班長	大 竹 浩 一 君		
教 育 長	山 岡 晋 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	大久保 裕 記 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	堀 本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	林 純 司 君	書 記	和 氣 啓 介 君
---------	---------	-----	-----------

○議事日程（第6号）

令和3年5月7日（金）午前10時開議

1 臨時議長紹介

2 招集あいさつ及び説明員等自己紹介

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議長選挙について

○追加議事日程（第6号の追加1）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
- 追加日程第 3 副議長選挙について
- 追加日程第 4 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 7 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 議案第30号 内子町監査委員の選任について
- 追加日程第11 議認第 2号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第12 議認第 3号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第13 議認第 4号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第14 議認第 5号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第15 議認第 6号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第16 議認第 7号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第17 議認第 8号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第18 議認第 9号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程第20 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3、追加日程第1から追加日程第20まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（林純司君） 議会事務局長の林でございます。開会に先立ちまして、臨時議長をご紹介申し上げます。本臨時会は、一般選挙後初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。従いまして、山本 徹議員をご紹介申し上げ、臨時議長をお願いしたいと思います。山本議員、議長席の方へお願い致します。

○臨時議長（山本徹君） 只今、紹介されました山本であります。それでは、最年長の故をもちまして、私が議長選挙が終わりますまで、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうかよろしく、ご協力をお願い致します。それでは、只今から令和3年第117回内子町議会臨時会を開会します。初議会にあたりまして、町長から招集挨拶を受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○臨時議長（山本徹君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに第117回令和3年5月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。去る、4月18日に執行されました内子町議会議員選挙において、ご当選された皆様に心よりお喜びを申し上げます。これからの4年間、内子町のさらなる発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらないため、町内では昨年に続き、「いかざき大風合戦」や「うちこ笹まつり」、「山の神火祭り」、「内子座文楽公演」など、主要なイベントや事業が相次いで中止となっています。愛媛県においては、「感染対策期」を5月19日まで延長して、県民に対し、外出の5割削減と松山市や県外との不要不急の往来自粛を要請しています。さらに、事業者に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく協力として、酒類を提供する飲食店等の営業時間短縮を要請するなど対策を強化しています。このような状況から、内子町においても感染拡大を防止するための予算を専決処分させていただき、対策を強化したところです。まず、新型コロナウイルス感染症による重症患者の発生リスクが高い「高齢者福祉施設」や「障がい福祉施設」などの新規入所者と職員に対して、感染拡大防止に必要なPCR検査や抗原検査の自主検査費用に補助を行う制度を創設し、総額3,288万円の予算を4月12日に専決処分いたしました。また、愛媛県からの要請を受けまして、営業時間短縮に協力した酒類を提供する飲食店に対する協力金、総額4,850万円の予算を4月23日に専決処分いたしました。その内容は、4月26日から5月19日までの要請期間中、全ての営業日及び定休日において、連続して営業時間短縮等を実施している事業者に対して、前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて、1日当たり2万5,000

0円から7万5,000円を給付するものです。20時30分以後から翌日11時までの間に酒類の提供を伴う営業をしている店舗について、5時から21時までの間の営業とし、かつ、酒類の提供を11時から20時30分までに短縮することを給付の条件としています。さらに、時短要請期間や感染対策期間の影響を受ける事業者に対し、3密回避の徹底をはじめとする感染対策経費への応援金を支給する「えひめ版応援金給付事業」の経費といたしまして、総額1,500万円の予算を4月23日に専決処分いたしました。その内容は、今年1月から5月のうち、任意の1か月間の売上げが前年同月か前々年同月と比べ、30%以上減少している中小企業者へ20万円、個人事業主へ10万円の応援金を給付するものです。飲食店に限らず幅広い業種の事業者を支援し、地元経済への影響を最小限に抑えて、事業活動の継続や雇用の維持に迅速に対応したいと考えております。また、昨年から準備を進めております、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、4月29日から高齢者福祉施設の入所者及び施設職員に対し、接種を開始しました。一般高齢者への接種については、5月24日からの接種に向け、コールセンターで4月26日から接種予約を受け付けていますが、電話が殺到して繋がりにくい状態となり、住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。このような状況を改善するため、新型コロナウイルス感染症対策室及び保健福祉課では、職員がゴールデンウィーク期間中も受け付けを行い、5月5日時点で4,036人、約66%の予約を済ませたところです。64歳以下の方への接種は、8月以降を予定しておりますが、今回のような事態にならないよう取り組んでまいります。さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、人事案件1件、専決処分の承認8件の合計9件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。臨時議会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○臨時議長（山本徹君） 本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、及び各課長、班長等の18名であります。初議会でありますので、各説明員等の自己紹介を受けることにします。前列の田中会計管理者より順次、自己紹介をして下さい。

○会計管理者（田中哲君） 会計管理者兼課長の田中です。よろしくお願い致します。

○代表監査委員（赤穂英一君） 代表監査員の赤穂です。よろしくお願い致します。

○教育長（山岡晋君） 教育長の山岡です。よろしくお願い致します。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 学校教育課長の亀岡です。

○町長（小野植正久君） 町長の小野植でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○副町長（山岡敦君） 失礼します。副町長の山岡と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○農業委員会会長（堀本健二君） 農業委員会会長の堀本です。よろしくお願い致します。

○農林振興課長（山中保正君） 農林振興課長、山中です。どうぞよろしくお願い致します。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 本年4月に建設デザイン課長を拝命致しました、谷岡と申します。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○総務課長（黒澤賢治君） 総務課長の黒澤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 先ほどは失礼致しました。学校教育課長の亀岡秀俊と申します。

よろしくお願い致します。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 自治学習課長の久保です。よろしくお願い致します。

○税務課長（吉川博徳君） 税務課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○小田支所長（中嶋優治君） 小田支所長の中嶋と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 失礼致します。環境政策室長の高嶋と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○住民課長（西川安行君） 失礼します。住民課長の西川です。よろしくお願い致します。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 町並・地域振興課長の畑野です。よろしくお願い致します。

○こども支援課長（前野良二君） こども支援課長の前野と言います。よろしくお願い致します。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 保健福祉課長の久保宮と申します。よろしくお願い致します。

○上下水道対策班長（上石富一君） 上下水道対策班の上石と申します。よろしくお願い致します。

○危機管理班長（松岡裕樹君） 総務課危機管理班長の松岡と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○政策調整班長（上山淳一君） 総務課政策調整班長の上山です。どうぞよろしくお願い致します。

○商工観光班長（大竹浩一君） 町並・地域振興課商工観光班長の大竹と言います。どうぞよろしくお願い致します。

○臨時議長（山本徹君） 招集あいさつ及び説明員の紹介が終わりました。それでは本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（山本徹君） 「日程第1 仮議席の指定」を行います。後ほど議長によって議席が指定されるまでの間、議事の進行上、ただいま着席のところを仮議席に指定します。本日の議長選挙までの「議事日程」はお手元に配付しております、議事日程第6号のとおりであります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（山本徹君） 「日程第2 会議録署名議員の指名」をおこないます。会議録署名議員は内子町議会会議規則第119条の規定により、臨時議長において、1番城戸 司議員、2番塩川 まゆみ議員を指名します。

日程第 3 議長選挙について

○臨時議長（山本徹君） これより、日程第3 議長選挙をおこないます。

ここで暫時休憩をします。この間、全員協議会を開催しますので、委員会室へご移動願います。

午前10時16分 休憩

午前10時26分 再開

○臨時議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。議長選挙の方法は投票によることにご賛同を得ましたので、投票でおこないます。議場を閉鎖します。

ただいまの出席議員数は、15名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、1番城戸 司議員。2番塩川 まゆみ議員を指名します。投票用紙を配布させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○臨時議長（山本徹君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（林純司君） では、投票順を申し上げます。1番、城戸 司議員。2番、塩川 まゆみ議員。3番、関根 律之議員。4番、向井 一富議員。5番、久保 美博議員。6番、森永 和夫議員。7番、菊地 幸雄議員。8番、泉 浩壽議員。9番、大木 雄議員。11番、才野 俊夫議員、12番、下野 安彦議員。13番、林 博議員。14番、山崎 正史議員。15番、寺岡 保議員。山本 徹臨時議長。

○臨時議長（山本徹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○臨時議長（山本徹君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人の立ち会いを願います。

開票が終了しましたので、開票の結果を報告致します。投票総数15票。うち、有効投票15票。無効投票ゼロ。白票ゼロ。有効投票のうち、菊地幸雄議員8票、泉浩壽議員7票。以上の通りであります。この選挙の法定得票数は4票であります。従って、菊地幸雄議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選致されました菊地幸雄議員議員が議場におられますので本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。議長就任のご挨拶があるようでしたら、許可します。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○臨時議長（山本徹君） 菊地幸雄議員。

〔菊地幸雄議員登壇〕

○7番（菊地幸雄君） お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。只今、内子町議会第11代の議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。身に余る光栄に存じますと共に、責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。議長として全力を傾け、町民の皆様の声を真摯に受け止め、公正かつ円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めて参ります。なお議員環境の整備、充実が大切だと考えております。議会改革をさらに進めるためにも具体的な課題について特別委員会を立ち上げ議論していきたいと考えております。どうぞ今後とも議員の皆様方の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任

の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（山本徹君） これをもって、臨時議長の職務は全部終了致しました。ご協力ありがとうございました。菊地幸雄議長、議長席にお付き願います。午前10時55分まで暫時休憩とします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（菊地幸雄君） それでは会議を再開します。

追加日程第1 議席の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第1 議席の指定について」をおこないます。

議席は、内子町議会会議規則、第4条第1項の規定により、議長において、お手元に配付しました議席表のとおり、ただ今、お座りの席を議席に指定します。

追加日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとし、会議時間は、議事終了時までとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は、議事終了時とすることに、決定しました。なお、これからの「追加議事日程」は、お手元に配布しております、追加議事日程第6号の追加1のとおりであります。議事進行につきまして、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

追加日程第3 副議長選挙について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第3 副議長選挙について」これより、副議長の選挙を行います。

ここで、暫時休憩をします。この間、全員協議会を開催しますので、委員会室へご移動願います。

午前10時56分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

副議長選挙の方法は、議長選挙と同じく、投票で行います。

議場を閉鎖します。

ただいまの出席議員数は、15名であります。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、3番関根 律之議員、4番向井 一富議員を指名します。投票用紙を配付させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

只今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（林純司君） では、投票順を申し上げます。1番、城戸 司議員。2番、塩川 まゆみ議員。3番、関根 律之議員。4番、向井 一富議員。5番、久保 美博議員。6番、森 永 和夫議員。7番、菊地 幸雄議員。8番、泉 浩壽議員。9番、大木 雄議員。11番、才野 俊夫議員、12番、下野 安彦議員。13番、林 博議員。14番、山崎 正史議員。15番、寺岡 保議員。菊地幸雄議長。

○議長（菊地幸雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人の立ち会いを願います。

開票が終了しましたので、開票の結果を報告致します。投票総数15票。うち、有効投票15票。無効投票ゼロ票。無効投票のうち白票はゼロ票です。有効投票のうち、久保美博議員8票、大木雄議員7票。以上の通りであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。従って、久保美博議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選致されました久保美博議員が議場におられますので本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。副議長就任のご挨拶があるようでしたら、許可します。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 一言、ご挨拶を申し上げます。只今、内子町議会副議長選挙において皆様方のご推挙をいただき当選をさせていただきました。心から厚く御礼を申し上げます。副議長としての責務の重さを痛感しております。菊地議長のもと、議会の活性化につとめていき責務を全うしていきたいと思います。今後におきまして皆様方の温かいご支援、並びにご指導ご協力を心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶と致します。どうもありがとうございます。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

追加日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第4 常任委員会委員の選任について」を議題とします。お諮りします。常任委員の選任については、内子町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って、指名することとなっております。お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） 異議なしと認めます。従って、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前12時17分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会で、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告します。総務文教常任委員会委員長に向井一富議員。同副委員長に塩川まゆみ議員。産業建設厚生常任委員会委員長に泉浩壽議員。同副委員長に城戸司議員。議会広報常任委員会委員長に関根律之議員。同副委員長に下野安彦議員。予算決算常任委員会委員長に山本徹議員。同副委員長に大木雄議員。以上でございます。

ここで、昼食のため、暫時休憩します。その後、1時20分から全員協議会を開催しますので、委員会室にお集り下さい。

午前12時18分 休憩

午後1時22分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、内子町議会委員会条例第8条第4項の

規定により、議長が会議に諮って、指名することとなっております。お手元に配付しました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。その間に、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行ってください。応接室へご移願います。

その後、全員協議会を委員会室において開催します。

午後1時24分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会で、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告します。議会運営委員会委員長に才野俊夫議員。同副委員長に向井一富議員。以上でございます。

追加日程第6 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、議長において、指名することに決定しました。

それでは、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に久保美博議員を指名します。

お諮りします。ただ今、指名しました久保美博議員を八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、ただ今指名しました久保美博議員が、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

追加日程第7 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第7 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、議長において、指名することに決定しました。

それでは、大洲地区広域消防事務組合議会議員に、山崎正史議員。山本徹議員。大木雄議員。泉浩壽議員。城戸司議員を指名します。

お諮りします。ただ今、指名しました山崎正史議員、山本徹議員、大木雄議員、泉浩壽議員、城戸司議員を大洲地区広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、ただ今指名しました山崎正史議員、山本徹議員、大木雄議員、泉浩壽議員、城戸司議員が大洲地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

追加日程第8 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第8 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、議長において、指名することに決定しました。

それでは、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に、下野安彦議員、向井一富議員を指名します。

お諮りします。ただ今、指名しました、下野安彦議員、向井一富議員を大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、ただ今指名しました、下野安彦議員、向井一富議員が大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に当選されました。

追加日程第9 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第9 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、議長において、指名することに決定しました。

それでは、大洲・喜多衛生事務組合議会議員に、才野俊夫議員、塩川まゆみ議員を指名します。

お諮りします。ただ今、指名しました、才野俊夫議員、塩川まゆみ議員を大洲・喜多衛生事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、ただ今指名しました、才野俊夫議員、塩川まゆみ議員が大洲・喜多衛生事務組合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

追加日程第10 議案第30号 内子町監査委員の選任について

○議長（菊地幸雄君） 追加日程第10 議案第30号「内子町監査委員の選任について」を議

題とします。本案は、森永和夫議員の一身上に関するものでありますから、地方自治法第117条の規定により、森永和夫議員の除斥を求めます。

〔森永和夫議員退場〕

○議長（菊地幸雄君） 提案者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第30号、内子町監査委員の選任についてでございます。本案は議会議員の任期満了に伴いまして、議員のうちから選任する監査委員に、森永和夫氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。森永和夫氏は議員各位もご存知のとおり、人格識見ともに優れ、監査委員として最適任と存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する、質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと、認めます。

従って、本案は原案のとおり、これに同意することに、決定しました。

森永和夫議員の除斥を解除します。

〔森永和夫議員入場〕

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員にお伝えします。ただ今、内子町監査委員の選任が同意されましたので、告知します。挨拶があるようでしたら、許可します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 只今、監査委員の選任にご同意いただきましたこと本当にありがとうございます。今後は赤穂代表監査員と一緒にその職責をしっかりと全うしてまいりますのでよろしくお願いを致しまして簡単でございますが挨拶とさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで、暫時休憩します。全員協議会を委員会室で開催しますので、移動をお願いします。

午後2時00分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

追加日程第11 議認第2号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第11 議認第2号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第2号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものであるについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜いますよう、お願い致します。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議認第2号内子町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書1の2ページをお願い致します。令和3年度の税制改正に関連し、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、4月1日に施行されました。内子町税条例等の一部改正を4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきました。同条第3項の規定により、これをご報告し、承認を求めるものでございます。専決処分につきましては次の3ページとなっております。「内子町税条例等の一部を改正する条例」の条文は、4ページから12ページまでです。

次に、議案説明資料2の1ページから13ページまでが今回改正の「内子町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表」となっております。専決処分いたしました税条例の改正の概要につきましては、説明資料でその内容を説明させていただきます。

議案説明資料2の14ページをお願い致します。改正理由につきましては、令和3年度の税制改正により、必要な内子町税条例等の一部を改正するものでございます。説明資料に概要をまとめてございますが、町税に係る主な改正点を説明させていただきます。まず、固定資産税として、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、価格の下落修正を行う措置を継続するものです。

次に、軽自動車税として、環境性能割の税率区分の見直しです。軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年燃費基準の下で税率区分を見直すものです。又、環境性能割の臨時的軽減の延長として、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。又、グリーン化特例の見直しとして、重点化を行った上で2年間延長するものです。

次に、個人住民税として、住宅ローン控除を今回の所得税における措置の対象者についても、適用年の各年において、所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するなどとなっております。

後は下の表について説明させていただきます。表、左側の上、欄外に今回専決いたしました内子町税条例等の一部を改正する条例の条例番号、表の左側の欄に改正します内子町税条例の番号とその下に施行日を、その右側中央の欄に対応する法令を、一番右側の欄に改正の概要を記載してございます。内子町税条例等の一部を改正する条例の概要については、以上でございますが、その他の改正につきましては、資料ナンバー2議案説明資料の1ページから13ページにかけて新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上で「内子町税条例等の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

追加日程第12 議認第3号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第12 議認第3号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第3号、内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年4月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議認第3号、内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その内容についてご説明を申し上げます。

厚生労働省より、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されました。この省令は、条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものでありまして、省令の改正に伴って、町条例において居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改正するものであります。国の基準省令の改正は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、制度の安定性・持続可能性の確保を図るよう改正が行われています。

改正の内容につきましては、議案説明資料16ページからの22ページの新旧対照表をご覧ください。今回、国の基準省令に合わせて4つの基準条例の改正を行います。すべての条例に共通する基準と、サービス種類により条例ごとに定める基準がございます。共通の基準としまして、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進について改定が行われました。本条例における個別の基準では、質の高いマネジメントの推進、生活援助の訪問数の多い利用者等への対応についての改正となります。

新旧対照表19ページをご覧ください。一番下、枠外になりますが、附則において、施行期日を令和3年4月1日とします。

次のページ、経過措置としまして、令和6年3月31日までを努力義務としておりますのが、第2条の高齢者虐待防止、第3条の業務継続に向けた取り組み、第4条の感染症対策の強化になります。今回の改正は、国の基準省令の改正に伴うものでありまして、町独自の基準を定めるものはございません。以上、内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさ

させていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第2号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

追加日程第13 議認第4号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第13 議認第4号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第4号、内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年4月1日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要

な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その内容についてご説明を申し上げます。この条例改正につきましては、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものであります。

改正条文につきましては、議案説明資料21ページから24ページの新旧対照表をご覧ください。本条例につきましては、共通の基準となる感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待の防止などについての改正を行います。施行期日は令和3年4月1日とし、経過措置について、高齢者虐待防止、業務継続に向けた取り組み、感染症対策の強化について、いずれも令和6年3月31日までの努力義務としております。以上、内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議認第4号、内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。

本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

追加日程第14 議認第5号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第14 議認第5号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第5号、内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年4月1日に施行する必要があると、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その内容についてご説明を申し上げます。厚生労働省令、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。共通の基準であります感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進等、共通の基準について、サービスの種類ごとに改正を行うものでございます。個別改正につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、人員基準に関する見直し、地域の特性に応じたサービスの確保となっております。

改正条文につきましては、議案説明資料25ページからの新旧対照表をご覧ください。条例は、第2章から第9章まで、サービスの種類ごとに規定をされております。改正は、共通の基準ごと、サービスの種類ごとに行います。

附則におきまして、施行期日を令和3年4月1日とします。経過措置につきましては、第2条において高齢者虐待防止について、第3条において、業務継続に向けた取り組み、第4条において感染症対策の強化について、いずれも令和6年3月31日までの努力義務としております。以上、内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第5号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

追加日程第15 議認第6号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第15 議認第6号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第6号、内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年4月1日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その内容についてご説明を申し上げます。この条例は、国の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものであります。共通の基準であります感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進等の共通の

基準について、サービスの種類ごとに改正を行うものでございます。個別改正につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、人員基準に関する見直し、地域の特性に応じたサービスの確保となっております。

改正内容につきましては、議案説明資料53ページからの新旧対照表をご覧ください。地域密着型介護予防サービスについては、第1章から第5章まで規定されています。共通の基準、個別の改正となるものについて、それぞれ該当する条文の改正を行うものでございます。

以上、内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。これより、「議認第6号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

追加日程第16 議認第7号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第16 議案第7号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第7号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

議案書1の60ページをお願いします。令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,697万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を12億2,525万4,000円とするもので、前年度最終予算と比較して23億4,063万5,000円の増額、率にして22.8%の増となっております。その内容につきましては、副町長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 議認第7号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

議案書60ページでございます。令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,697万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億2,525万4,000円とするものでございます。前年度の最終予算と比較して23億4,063万5,000円の増額、率に致しまして22.8%の増となっております。

続いて68ページをお願い致します。一般会計補正予算（第13号）の補正にかかる財源でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の表中、右側に、補正額の財源内訳を示しております。国県支出金の財源補正を行うほか、その他の特定財源を9,994万3,000円の減額、一般財源を1億5,691万7,000円の増額としております。

恐れ入ります65ページにお戻りください。第2表地方債補正でございます。3月補正予算で追加を致しました減収補てん債の借入限度額を4,930万4,000円に変更しております。減収補てん債は、地方税の収入額が標準税収入額を下回った場合、その減収分を補うために発行される地方債でございます。全国的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け税収は落ち込んでおり、従来、減収補填の対象となる法人税割、利子割、法人事業税交付金、地方法人特別譲与税の4税目に加え、令和2年度に限り、地方消費税など7税目が追加されており、減収補てん債の基準が緩和されています。まず、補正予算（第13号）の主な補正内容についてでございますが、譲与税など交付金の額の確定による既決予算の調整が主な内容となっております。続いて、主な補正についてご説明させていただきます。まず、歳入でございます。

69ページをお開きください。中段どころの2款、地方譲与税、4項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税でございます。2,178万円の増額補正を行っております。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度に創設をされました。森林環境譲与税は、山村地域のこれまで手入れが十分に行き届かなかった森林の整備や、森林をフィールドとした都市住民との交流を通じ、森林・林業に対する理解の醸成等を目的として交付されるもので、山村振興に大きな期待を寄せているところでございます。

同じく69ページの下段でございます。4款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金、1目、地方消費税交付金でございます。5,158万9,000円の増額補正を行っております。そのうち、社会保障財源分については、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされていることから、6,137万7,000円の増額補正を行うとともに、社会保障にかかる歳出予算の財源に充当しております。

続いて、70ページをお開きください。中段やや下の9款、地方交付税、1項、地方交付税、

1目、地方交付税でございます。特別交付税の額の確定により、1億6,081万6,000円の増額補正を行っております。令和2年度の特別交付税は4億9,081万6,000円で、対前年度比1,797万4,000円の増額、率にしまして3.8%の増でございます。普通交付税については、令和2年度の交付額が43億4,850万円で、対前年度比7,231万3,000円の増額、率にして1.7%の増、地方交付税の合計額は48億3,931万6,000円で、対前年度比9,028万7,000円の増額、率にして1.9%の増となりました。

71ページをお開きください。上段でございます。17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございます。2億2,058万1,000円の減額補正でございます。それぞれの基金繰入金の内訳は、財政調整基金3,748万1,000円の減額、土地開発基金1,650万円の減額、公共施設整備基金1億4,460万円の減額、地域福祉基金2,200万円の減額でございます。続いて、その下20款、町債、1項、町債、1目、総務債でございます。歳入でご説明申し上げました減収補てん債の発行予定額について、2,783万3,000円の増額補正を行っております。続きまして、歳出をご説明いたします。地方消費税交付金、社会保障財源分の増額にともなう財源補正のほか。

74ページをお願いします。下段でございますが、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費でございます。新型コロナウイルス感染症対策として予算計上をしておりました「内子町事業継続給付金」の額の確定に伴い、1億2,000万円の減額補正を行っております。また、それに合わせて、各事業の財源充当も変更しております。内子町事業継続給付金事業は、最終的に184件の申請があり、給付総額は5,911万6,000円となりました。

77ページをお願いします。下段でございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、基金費でございます。特別交付税等の交付金の額の確定に伴い、財政調整基金積立金8,519万4,000円、公共施設整備基金積立金7,000万円、森林環境譲与税基金積立金2,178万円、合計で、1億7,697万4,000円の増額補正を行っております。以上、議認第7号令和2年度内子町一般会計補正予算(第13号)の専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菊地幸雄君) これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) これにて、討論を終結します。

これより、「議認第7号 令和2年度内子町一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(菊地幸雄君) 起立全員であります。

従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

追加日程第17 議認第8号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第17 議認第8号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第8号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算で期日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 議認第8号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてご説明申し上げます。

議案書81ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億3,788万円とするものでございます。本専決予算につきましては、新型コロナウイルス感染症感染による重症患者発生リスクの高い高齢者福祉施設・事業所、障がい福祉施設・事業所等の新規入所者や職員が、自主的に行うウイルス検査の経費に対し、その自己負担分を補助するためのものでございます。

87ページをお開きください。歳入でございます。補助金の財源につきましては、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金の3節、老人福祉費国庫補助金に、疾病予防対策事業費等補助金として200万円を計上するほか、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金として、財政調整基金から3,088万円を繰り入れることといたしております。

88ページをお願い致します。歳出でございます。高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用の補助として3款、民生費、1項、社会福祉費、7目、老人福祉費の18節、負担金、補助及び交付金に補助金3,288万円を計上することといたしております。以上、議認第8号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第8号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

追加日程第18 議認第9号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第18 議認第9号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第9号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算で期日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 議認第9号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてご説明致します。

議案書91ページをお願い致します。令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億138万円とするものでございます。本専決予算につきましては、愛媛県が新型コロナウイルス感染症への最大級の警戒レベル「感染対策期」の終期を、4月21日から5月19日まで4週間延長するとされたことに伴い、4月26日から酒類を提供する飲食店に営業時間の短縮を要請し、それに応じた店に対して「協力金」を、また、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、売り上げが大きく減少している中小企業者を支援するための応援金を、いずれも愛媛県と協力して給付することと致しました。

97ページをお開きください。歳入でございます。この度の応援金、給付金の財源については、

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金の24節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に3,840万円を15款、県支出金、2項、県補助金、5目、商工費県補助金の2節、商工振興費県補助金に、えひめ版応援金給付事業県補助金として750万円、営業時間短縮等協力金給付事業県補助金として485万円、合計1,235万円を。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金において、財政調整基金からの繰入金1,275万円をそれぞれ計上することと致しております。

98ページをお開きください。歳出につきましては、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費において、18節、負担金、補助及び交付金に交付金6,300万円を計上するなど、給付事業に必要な予算6,350万円を計上させていただいております。以上、議認第9号令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて質疑を終結します。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。これより、議認第9号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについての採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

追加日程第20 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（菊地幸雄君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願い致します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 令和3年5月の内子町議会臨時会の閉会にあたりまして一言、御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本臨時会にご出席賜り、提案させていただきました案件につきまして、慎重審議いただきすべての案件につきましてお認めをいただきました。本当にありがとうございました。今後適切に執行して参りたいと思っております。さて、愛媛県では新型コロナウイルスへの最大限の警戒が必要な感染対策期を5月19日まで延長し感染防止に取り組んでおります。この開始から県が一体となった取り組みにより一定の抑制効果が表れておりますが感染力の強い変異株の流行から未だ感染が収まらず、一進一退の状況が続いております。国は4月25日から5月11日までの間、県内全域を蔓延防止等重点措置等対象区域と致しましたが現状を鑑み、県においては期間の延長の要請をおこない、国ではこれらを含め総合的に判断され、今月の31日までの延長となりました。長期にわたる大変な状況でありますけれども、医療体制の崩壊を防ぎ、一日も早い日常を取り戻すためのものでありますので対策を講じながらみんなで乗り越えていく努力をしたいと思います。また、効果が期待されるワクチン接種につきましては5月24日から高齢者に対する接種が本格的に始まりますが、一日も早く収束することを期待し、しっかり取り組んでいきたいと考えております。最後になりましたが議員の皆様におかれましては、これから4年間、町政発展のためにご協力、ご支援賜りますよう、お願い申し上げまして簡単ではございますけれどもお礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和3年5月第117回内子町議会臨時会を閉会します。

午後4時21分 閉会

令和3年5月第117回内子町議会臨時会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会臨時議長

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第117回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 30	内子町監査委員の選任について	R3.5.7	R3.5.7	原案可決
議認 2	内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 3	内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 4	内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 5	内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 6	内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 7	令和2年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 8	令和3年度内子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認
議認 9	令和3年度内子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて	R3.5.7	R3.5.7	承認